

## 第 5 3 号議案

豊川市国民健康保険条例等の一部改正について

豊川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

### 豊川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

- (1) 豊川市国民健康保険条例（昭和 36 年豊川市条例第 1 号）附則第 5 項
- (2) 豊川市税外収入に係る延滞金に関する条例（昭和 41 年豊川市条例第 9 号）附則第 2 項
- (3) 豊川市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年豊川市条例第 16 号）附則第 4 項

### 附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

---

### 理 由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。